

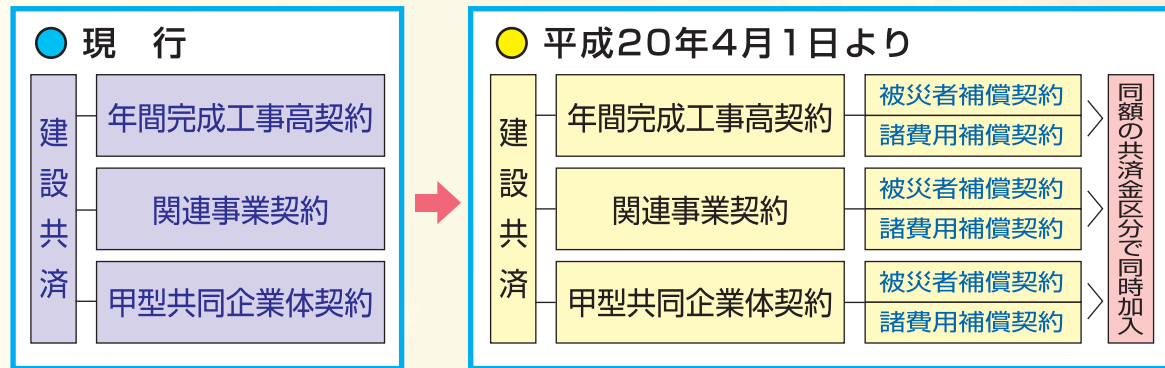
平成20年4月から「建設共済」が変わります！

新規は4月1日契約開始日から

平成20年4月1日より現行の契約を被災者等に対する追加的補償を行う部分（被災者補償契約）と、労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する部分（諸費用補償契約）に分離します。

既契約は4月以降の契約更新日から

1. 契約は「被災者補償契約」と「諸費用補償契約」に分離しますが、同額の共済金区分で同時に加入することとなります。



2. 共済金区分は両契約とも2,000万円、1,500万円、1,000万円、500万円の4区分とします。

● 平成20年4月1日より 単位：万円

共済金区分	2,000	1,500	1,000	500
被災者補償契約 共済金の種類				
死亡	2,000	1,500	1,000	500
身体障害1,2,3級 傷病1,2,3級	2,000	1,500	1,000	500
身体障害4,5級	1,600	1,200	800	400
身体障害6,7級	1,200	900	600	300
諸費用補償契約 共済金の種類				
死亡	2,000	1,500	1,000	500
身体障害1,2,3級 傷病1,2,3級	2,000	1,500	1,000	500
身体障害4,5級	1,600	1,200	800	400
身体障害6,7級	1,200	900	600	300

3. 掛金額は両契約とも現行の掛金率を50%ずつに配分して算定します。

● 現行 例) 完工高 土木1億円 共済金区分 2,000万円

完成工事高	掛金率	無事故割引	掛金額
1億円	0.76	1,000 × 90 / 100	68,400円

● 平成20年4月1日より

例) 完工高 土木1億円 共済金区分 1,000万円 (合計2,000万円)

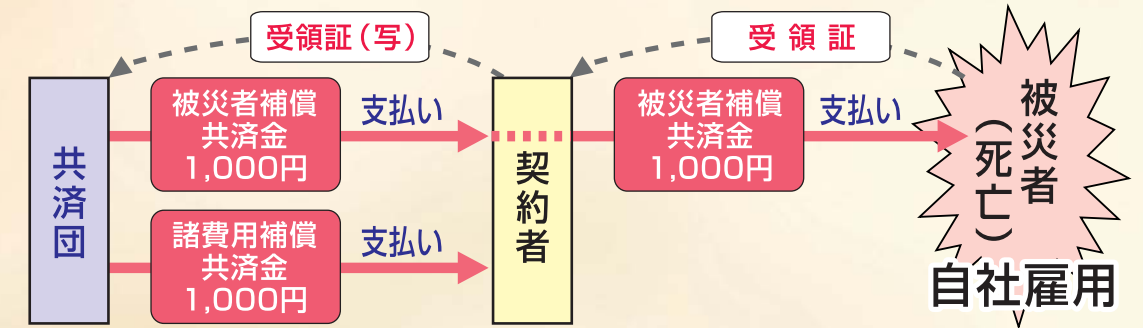
被災者補償	完成工事高	掛金率	無事故割引	掛金額
	1億円	0.38	1,000 × 90 / 100	34,200円
諸費用補償	完成工事高	掛金率	無事故割引	掛金額
	1億円	0.38	1,000 × 90 / 100	34,200円
被災者補償		諸費用補償		合計掛金額
				34,200 + 34,200 = 68,400円

4. 共済金の支払方法は次のとおりになります。

(1) 「被災者補償契約」

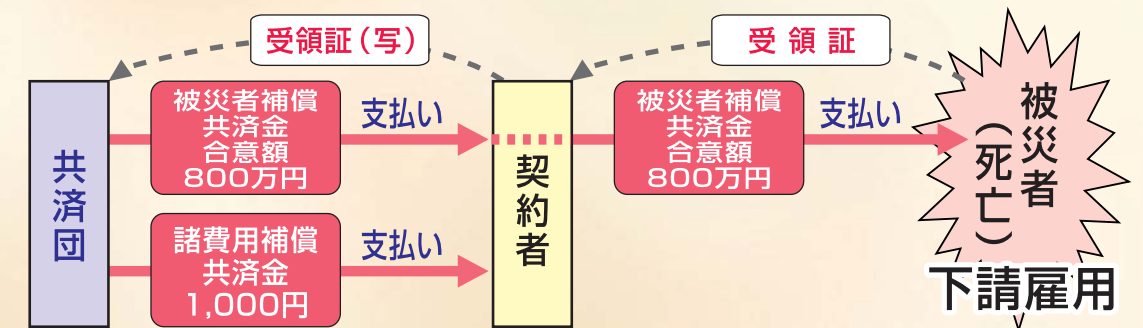
a. 契約者が雇用する労働者については、契約金額の共済金を契約者に支払います。

例) 被災者が契約者(自社)雇用[両契約共済金区分合計2,000万円加入の時]



b. 下請負人が雇用する労働者については、被災者等との合意額における契約者が支払う負担金額を共済金として契約者に支払います。

例) 被災者が下請雇用[両契約共済金区分合計2,000万円加入の時]
被災者等との合意額が800万円のケース



c. a、bのいずれの場合も、受領書等被災者等に支払ったことを証する書類を提出していただきます。

(2) 「諸費用補償契約」

契約者が雇用する労働者と下請負人が雇用する労働者のいずれも、契約金額の共済金を契約者に支払います。なお、「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は全額返還していただきます。

(財団法人 建設業福祉共済団HPより)



平成19年度 安全衛生パトロール結果について

出雲分会安全委員 高橋 道夫

昨年は6月、9月、11月に延べ21現場、安全点検を行い、また夜間点検では8月、12月に延べ10現場安全点検を行いました。

その結果について報告致します。



点検した現場は述べ41現場で労働安全衛生法違反が15件 1現場当りでは0.4件、違反ではないが指摘や指導の不備が50件、1現場当りでは1.2件となります。よって1現場当り1.6件の数値を今後いかに減少させて行くかがポイントとなります。また、違反・

指摘のワースト3では整理・整頓・通路関係が16.9%、第三者・公衆災害関係が16.9%、建設機械関係が21.5%、最も多い項目は安全書類の不備で23.1%でした。現場での指摘で多かったのは夜間点検での重機やローラーの鍵の付け放しや点滅灯の故障が多くありました。なかには、重機の運転席に



測定機械を置いて鍵を付けたままのものもありました。是非作業終了時には現場の状態を点検していただきたいと思います。最も多く指導

のあった安全書類の指摘には危険な作業にはあらかじめ作業手順書を作成し関係者に周知することが定められていますが、その作業手順書が未作成であったり、毎月1回以上実施することが定められている災害防止協議会（安全衛生協議会と同様）が実施されていなかったり、重機などの建設機械を使う前に作業計画書を作成し周知することが定められているが作成されていないなどの指摘が多くありました。

しかし、現場で点検していると大変参考になることも多々あります。例えば、リスクアセスメントを取り入れたKY活動や作業手順書を作成され、災害防止活動に取り組んでおられる現場もあり、今後研修会等でその活動報告をされることを期待します。

他人から自分の現場のことを指摘されることは、受ける方からすればあまり芳しくありませんが、点検者としては良いことはその場でほめてあげて、その後で具体的に指摘してあげる様に努めていきたいと思っています。指摘を認めて改善すること、また快く改善してもらう様に努めて行きます。今後共、ご協力をお願いします。

